

奈良県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、椎木土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	杉阪 武憲	大和郡山市椎木町五三七―三
〃	山本 雅一	〃 〃 七二
〃	阪本 善彦	〃 〃 六七
〃	杉阪 博治	〃 〃 四七一
〃	吉村 知	〃 〃 五四
〃	稲田 義久	〃 〃 二五六―五
〃	杉阪 貴史	〃 〃 四三四
監事	米田 文美	〃 〃 五六
〃	水本 眞伸	〃 〃 四二八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	山本 雅一	大和郡山市椎木町七二
〃	西川 逸人	〃 〃 四六六
〃	杉阪 武憲	〃 〃 五三七―三
〃	杉阪 博治	〃 〃 四七一
〃	吉村 知	〃 〃 五四
〃	阪本 善彦	〃 〃 六七
〃	奥田 至宏	〃 〃 四三〇
監事	米田 文美	〃 〃 五六
〃	毛利 陽介	〃 〃 四三二